様式第４号

京都府公安委員会告示第173号

道路交通法第75条の２第２項の規定による車両の使用制限命令について、同法第75条の２第３項において準用する同法第75条第４項及び同法第75条第７項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

令和８年11月16日

京都府公安委員会　印

記

１　聴聞の期日

令和８年12月８日　午前９時30分開始

２　聴聞の場所

京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85－３　京都府警察本部　聴聞会場